ては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６第１号の措置に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

［略］

U　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

［略］

Z　符号Xに同じ。この場合において、符号X中「符号W」とあるのは「符号Y」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」と読み替えるものとする。

AA　地域未来投資促進法第26条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

AB　地域未来投資促進法第26条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（令和３年改正前地方税法附則第64条及び令和５年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とする。）

AC　当該市町村が符号ABに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

［略］

γ　財政力要件の判定に用いた財政力指数が0.63未満の市町村にあつては１、0.63以上0.74未満の市町村にあつては1/2

δ　地域未来投資促進法第４条第６項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日の属する年度前３年度以内の各年度に係る地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの３分の１の数値が0.67未満の市町村にあつては１、0.67以上0.80未満の市町村にあつては1/3

ニ　法第十四条のニの規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の㈠及び㈡によつて算定した額を合算した額とする。

㈠　法第十四条のニに規定する土地又は家屋で、㈡に規定するもの以外のもの

法第十四条のニの規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額

［ア　略］

イ　家屋に係るもの

算式

$A \times 0.00525 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$

算式の符号

あつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６第１号の措置に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

［同左］

U　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地方税法附則第63条第１項及び第64条並びに令和３年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格とし、地域再生法第17条の６第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

［同左］

Z　符号Xに同じ。この場合において、符号X中「符号W」とあるのは「符号Y」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」と読み替えるものとする。

［同左］

γ　財政力要件の判定に用いた財政力指数が0.63未満の市町村にあつては１、0.63以上0.74未満の市町村にあつては1/2

ニ　法第十四条のニの規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の㈠及び㈡によつて算定した額を合算した額とする。

㈠　法第十四条のニに規定する土地又は家屋で、㈡に規定するもの以外のもの

法第十四条のニの規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額

［ア　同上］

イ　家屋に係るもの

算式

$A \times 0.00525 + B \times (0.0105 - C \times 0.75)$

算式の符号